

新旧対照表

現 行
<p>○緑豊かな環境形成地域の指定</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 5 日告示第 870 号</p> <p>緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 7 条第 1 項の規定により、緑豊かな環境形成地域を次のとおり指定した。</p> <p>なお、平成 16 年兵庫県告示第 942 号（緑豊かな環境形成地域の指定）は、平成 17 年 8 月 5 日限り、廃止する。</p> <p>1 緑豊かな環境形成地域の名称</p> <p>(1) 北播磨北部地域</p> <p>(2) 中播磨地域</p> <p>(3) 西播磨地域</p> <p>(4) 南但馬地域</p> <p>2 緑豊かな環境形成地域の区域</p> <p>(1) 北播磨北部地域 多可郡多可町の区域並びに<u>西脇市及び加西市の区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く。）</u></p> <p>(2) 中播磨地域 姫路市（平成 18 年 3 月 26 日現在飾磨郡夢前町の区域に限る。）、神崎郡神河町及び同郡市川町の区域並びに神崎郡福崎町の区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く。）</p> <p>(3) 西播磨地域 姫路市（平成 18 年 3 月 26 日現在宍粟郡安富町の区域に限る。）、宍粟市及び佐用郡佐用町の区域並びにたつの市及び赤穂郡上郡町の区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く。）</p> <p>(4) 南但馬地域 養父市及び朝来市の区域</p> <p>前 文（抄）（平成 17 年 9 月 30 日告示第 1055 号の 2） 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（平成 17 年 10 月 24 日告示第 1128 号の 3） 平成 17 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（平成 17 年 10 月 31 日告示第 1170 号の 3） 平成 17 年 11 月 7 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（平成 18 年 3 月 14 日告示第 277 号） 平成 18 年 3 月 27 日から施行する。</p>

改正案
<p>○緑豊かな環境形成地域の指定</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 5 日告示第 870 号</p> <p>緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 7 条第 1 項の規定により、緑豊かな環境形成地域を次のとおり指定した。</p> <p>なお、平成 16 年兵庫県告示第 942 号（緑豊かな環境形成地域の指定）は、平成 17 年 8 月 5 日限り、廃止する。</p> <p>1 緑豊かな環境形成地域の名称</p> <p>(1) 北播磨北部地域</p> <p>(2) 中播磨地域</p> <p>(3) 西播磨地域</p> <p>(4) 南但馬地域</p> <p>2 緑豊かな環境形成地域の区域</p> <p>(1) 北播磨北部地域 多可郡多可町の区域並びに<u>西脇市（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く。）及び加西市（都市計画法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域を除く。）の区域</u></p> <p>(2) 中播磨地域 姫路市（平成 18 年 3 月 26 日現在飾磨郡夢前町の区域に限る。）、神崎郡神河町及び同郡市川町の区域並びに神崎郡福崎町の区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く。）</p> <p>(3) 西播磨地域 姫路市（平成 18 年 3 月 26 日現在宍粟郡安富町の区域に限る。）、宍粟市及び佐用郡佐用町の区域並びにたつの市及び赤穂郡上郡町の区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く。）</p> <p>(4) 南但馬地域 養父市及び朝来市の区域</p> <p>前 文（抄）（平成 17 年 9 月 30 日告示第 1055 号の 2） 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（平成 17 年 10 月 24 日告示第 1128 号の 3） 平成 17 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（平成 17 年 10 月 31 日告示第 1170 号の 3） 平成 17 年 11 月 7 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（平成 18 年 3 月 14 日告示第 277 号） 平成 18 年 3 月 27 日から施行する。</p> <p>前 文（抄）（令和 8 年 3 月 日告示第 号） <u>令和 8 年 3 月 日から施行する。</u></p>